

# 出産.子育て応援給付金

問健康増進課 ☎ 32-2069

育児期

妊娠期から出産・子育て期まで継続して相談できる伴走型相談支援と、給付金による経済的支援で、 妊婦・子育て家庭の出産・子育てを応援します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。 対象 令和4年4月1日以降に妊娠・出産した人で、給付金の申請日時点で津山市に住民票 がある人

#### 妊娠期

# 妊娠届出時

伴走型

相談支援

経済的

支援

書をお渡しします

保健師や助産師に よる面談

※給付金の受け取りには、伴走型相談支援の

面談や訪問、アンケートへの回答が必要

です。妊娠届出時の面談、新生児訪問・

こんにちは赤ちゃん訪問を実施後、申請

### 妊娠8カ月頃 保健師や助産師に

よる面談 (希望者のみ)

#### 新生児訪問・こん 随時

つやま子育てアプ リによる情報配信, 健診の実施、育児 相談などの随時相

5万円

出産応援給付金 妊娠1回に付き



どによる面談

出産・産後

にちは赤ちゃん訪

保健師や助産師な

妊娠・出産・子育てを応援!

つやま子育てアプリを ご利用ください



スマートフォンなどから 読むこともできます

- ●健診記録の管理
- ●予防接種日のお知らせ、予診票の作成
- ●子育てに役立つ情報の配信など

# 子育て世帯物価高騰対策生活応援金

問子育て推進課 (津山すこやか・こどもセンター内) ☎ 32-2065

新型コロナウイルス感染症や物価高騰などに直面する、子育て世帯の皆さんに子ども1人当たり1万 円を支給します。

対象児童 平成17年(2005)4月2日~令和5年(2023)4月1日生まれで、令和5年4月1日時 点で津山市に住民票がある子ども

**支給対象** 対象児童を養育していて、令和5年4月1日時点で津山市に住民票がある人

### ①申請が必要です

- ●平成 17 年 4 月 2 日~平成 20 年 4月1日生まれ(高校生相当年 **給)の子どものみを養育している** 世帯
- ●令和5年6月の児童手当を受けて いる公務員の世帯
- ●令和5年6月の児童手当を受けて いない世帯

申請受付開始予定 6月 支給予定時期 申請受付月の翌月末 締め切り 10月2日(月)

※準備が整い次第、市ホームページ などでお知らせします

齢まで広がります。

中学校卒業まで

現在

#### ②申請は要りません

●①以外の世帯

※給付金についてお知らせが届きます。手続きは要りま せん

支給予定日 6月下旬

振込先 令和5年6月の児童手当の振込口座

※口座の解約、離婚などにより、児童手当の振込口座以 外の口座に振り込みを希望する人は、5月31日(水)ま でに届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせくだ

#### DV などで避難している皆さんへ

配偶者(DV 加害者)が令和5年6月の児童手当を受 けている場合でも、避難している人が応援金を受け取る ことができる場合があります。なるべく早めにご相談く ださい。

\*子ども医療費の助成制度は、自治体によって異なります

# 子育て Topics

# 出産育児一時金が増えました

出産時の経済的な負担を軽減するために支給される出産育児一時金の額が、42万円から50万円に 増えました (産科医療補償制度に加入している医療機関以外で出産した場合は、48万8千円)。 対象は、令和5年4月1日以降に出産した人です。

出産育児一時金制度については、加入している医療保険の窓口にお問い合わせください。

圖津山市国民健康保険加入者=医療保険課(市役所1階9番窓口)☎32-2071 その他の人=加入している医療保険の窓口

## 子育て支援ガイドブック2023年版 5月末発行予定

#### 主な掲載情報

- ●子育てカレンダー(年齢に合わせて利用できるサービスなどの一覧)
- ●公共施設、小児科など、子ども・子育てに関係する施設の場所
- ●親子で楽しめる遊びや交流の場、スポーツ施設、公園など
- 問子育て推進課(津川すこやか・こどもセンター内) ☎ 32-2179



高校卒業年齢まで(満18歳になった日 以後の最初の3月31日まで)

子ども医療費の対象が広がります (令和6年1月~予定) 「市独自

2つの制度は、準備が 整い次第、詳しくお知 らせします。しばらく お待ちください。

## 多子世帯応援事業 (7月~申請受付開始予定) (市独自)

1~3歳の第2子以降の子どもが対象です。第2子は1歳時、2歳時に、第3子以降は1歳時、2歳、 3歳時に、それぞれ **10 万円を支給**します。

令和6年1月受診分から、入院・通院に必要な医療費の自己負担分の無料制度の対象が、高校卒業年

対象 高校卒業年齢以下の最年長の子から数えて、第2子または第3子以降の子を養育していて、そ の子が対象年齢になる年の1月1日~申請日に津山市に住民票がある人

※令和5年度は、第2子=令和3年4月1日~令和5年3月31日生まれ、第3子以降=令和2年4 月1日~令和5年3月31日生まれの子どもが対象です

7 2023.5 2023.5 6